

說 明 資 料

こうとくじ もんじよ
光徳寺文書 説明資料

- 1 名 称 光徳寺文書
- 2 員 数 10点
- 3 所在の場所 琴浦町
- 4 所有者 宗教法人光徳寺
- 5 種別 保護文化財 古文書の部
- 6 基準 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
- 7 説明

(1) 伝来の経緯

光徳寺文書は、曹洞宗亀福山光徳寺（東伯郡琴浦町）の伝来文書である。

光徳寺は、洗川右岸丘陵に位置し、永享元年（1429）に退休寺（大山町退休寺）^{たいきゅうじ}三世無余^{さんせいむよ}空円が、既存の天台宗寺院を現在地に移転し、曹洞宗に改宗したと伝えられている。出雲尼子氏との結びつきの深さを物語る伝承が残されている点に、大きな特徴がある。

光徳寺には、中世文書10点のほか、近世・近代の古文書も30点以上残され、調査時（平成27年10月2日）には2つの木箱に分けて保管されていた。そのうちの中世文書の多くは、古い時期の裏打がみられ、後補の包紙に納められている。

(2) 文書の内容

このたび文化財指定候補として答申する古文書は、光徳寺伝来の中世文書10点である。後補の包紙には、「一」「二」等の朱書があり、いずれかの時期に整理が試みられたようであるが、今回は、『新鳥取県史』に付された文書番号順に記す。

1. (年未詳) 3月21日 某氏清定寄進状
2. 文明14年(1482)6月20日 某寄進状案
3. 長享3年(1489)9月 某氏豊達寄進状
4. 享禄元年(1528)12月 逸老庵安心寄進状
5. 天文24年(1555)11月21日 尼子晴久安堵状^{あまごはるひきあんどじょう} (切紙)
6. 弘治4年(1558)3月4日 某氏久頼寄進状
7. (年未詳) 9月16日 某氏久頼書状^{ひきよりしょじょう} (切紙)
8. (年未詳) 6月29日 尼子義久書状^{あまごよしひきしょじょう} (切紙)
9. 永禄12年(1569)11月13日 尼子勝久安堵状^{かつひき} (折紙)
10. (永禄12年) 11月13日 横道秀綱書状^{よこじょうひしわな} (折紙)

光徳寺には、良質な出雲尼子氏関係史料が残されている。5は、尼子晴久が伯耆国八橋郡上郷公文名（琴浦町公文）に存在した、光徳寺の寺領・山林を安堵したものである。8は、光徳寺が尼子氏家臣の森脇久貞を介して尼子氏へ連絡したのに対し、尼子義久から届けられた返書である。9は、尼子勝久が5と同じ権益を光徳寺に安堵したものである。いずれも、尼子氏当主が発給した原文書である。また10は、9の添状として同時に届けられた書状形式の奉書であり、横道秀綱は尼子氏の家臣である。6・7の久頼も、尼子氏家臣である可能性が高い。7は、光徳寺の本寺である退休寺に宛てられたものである。

なかでも9は、雁皮を用いた大判の料紙（縦34.5cm×横50.0cm）であり、右筆の手も優

れている。一方、同時に届けられた 10 は楮紙を用いており、大きさは 9 より一回り小さい。同じ大きさの雁皮紙を用いた尼子勝久安堵状は、9 以外に逢坂八幡神社（大山町松河原）・出雲大社（島根県出雲市）・日御碕神社（同）・鰐淵寺（同）など他にもいくつか残されており、勝久が文書形態に相当なこだわりを持っていたことを推察できる。

（3）評価

以上のように、光徳寺文書は、県内の一ヶ所に伝來した中世文書としては点数も多く、中世後期の伯耆国、とりわけ戦国時代の当該地域にさまざまな影響をおよぼした出雲尼子氏関係の史料としても貴重であり、本県の歴史上において重要と認められる。

よって、光徳寺文書は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。なお、保存状態はおおむね良好であるが、湿度等の管理に懸念を残しており、一層の配慮を求める。

- 【参考文献】 『曹洞宗古文書 上巻』（筑摩書房、1972 年）
『鳥取県史 2 中世』（1973 年）
『新鳥取県史 資料編 古代中世 1 古文書編 上』（2015 年）

ごひゃくらかんす
五百羅漢図 説明資料

- 1 名 称 五百羅漢図
2 員 数 100 幅
3 所在の場所 倉吉市和田
4 所有者 定光寺
5 種 別 保護文化財 美術(絵画)の部
6 基 準 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの

7 説 明

(1) 概要

吉田保水(1719~92)筆、100幅対の五百羅漢図(紙本着色、各93.5×43.7センチメートル)である。各幅に3~7名、全体で497名の羅漢が描かれる。計10幅に朱文方印「法橋保水」が捺されるが、残る90幅には印等ではなく、また様式的にも数人の関与が認められることから、実状としては保水と門弟による制作とみなせる。内容は、羅漢の諸相を、第一に羅漢の修行の様子(=写経、看経、托鉢など)、第二に神通力の發揮(=奇瑞や渡水など)、第三に日常(=剃髪など具体的な仕草のものもあるが払子や如意を持つのみのものが多い)のおよそ三種の図様であらわす。

「五百羅漢図募縁記」(定光寺・同寺25世官亭古漢序)により、安永9年(1780)に保水、地元の庄屋らあわせて3名が願主となって各幅に2名の羅漢を描く250幅対の五百羅漢図が企画されたこと、寛政9年(1797)に先の3名とは別の人物が再願主となったこと、118名もの募縁者があったこと、掛幅裏面に募縁者の俗名や法名を記す予定であったことが分かる。したがって、当初企画された250幅対が何らかの事情で百幅対に変更して制作され、保水没後に完成し同寺に収められたと推測される。なお募縁者は伯耆国全域におよぶ庄屋層で定光寺の檀家は含まれていない。

また、現在、各羅漢の上方傍に羅漢の番号と尊名を記載した小札が貼付され、その尊者番号に応じて各幅に第1~100幅までの番号がふられている(以下、本説明資料ではその番号に従う)。しかし、小札は過去の複数回にわたる修理の際に貼られたもののようにあり、図様からみても、幅の並び順は当初とは異なると考えられる。

(2) 吉田保水について

保水は倉吉市新町の紺屋で俗名を平兵衛、雅号を幽竹斎、休卜斎と称した。大坂で橘保國

(1715～92) の門弟として絵を学んだと伝えられる。保国は、京都の狩野派画家・鶴沢探山の門弟で絵手本の出版で知られる守国(さるき)の子である。現在のところ、落款、文書類に保国および橘派との関係の裏付けを得ることはできないものの、様式的に当時の狩野派系作品に学んでいることは認めでよい。また、60才以降の作品の落款に「法橋」を用いており、その頃に「法橋」(絵師が僧位に準じて朝廷等から与えられた称号。法橋は法印・法眼に次ぐ)に叙されたと分かる。現在、菩提寺である大蓮寺をはじめ倉吉市内の複数の寺等にその絵画が遺る。その大部分が仏画で、なかに自身の寄進のものがあり、また大蓮寺須弥檀の寄進も知られることから、厚い信仰心に基づき仏画を中心に旺盛に作画活動を行っていたとみなせる。

(3) 五百羅漢図について

五百羅漢とは、釈迦死後(アーリヤマハムカルタ)にその教えを護持するため涅槃(アーリヤマハムカルタ)にはいることなくこの世にとどまる聖僧で、一般的には第一回仏典結集に参集した500人を指す。

五百羅漢図は中国のそれにならって中世以降の日本で制作された。近世の作例として兆渢元明(1636?～1734)筆(東京・弘福寺)、雲谷等甫(？～1730)筆(山口・東光寺)、板谷慶舟広当(1729～97)筆(愛知・建中寺)、加藤信清(1734～1810)筆(東京・龍興寺)、斎藤秋圃(1768～1859)筆(福岡・興徳寺)、狩野(逸見)一信(1816～63)筆(東京・増上寺)などが確認できる。これらは一信のそれが100幅で全て遺る以外は、いずれも当初から50幅前後の幅数で構成され、しかも大部分は既に一部の幅が失われている。また、100幅対の五百羅漢図としては、一信作品以外は、南宋の京都・大徳寺本が知られるのみである。

なお、18世紀に五百羅漢ブームというべき現象があり、日本各地に石像がつくられ、また上記の諸作品の大部分もそのなかで制作されており、本資料もその一つとみなせる。

(4) 特徴

本資料の描写は細密とはいひ難いが総じて丁寧である。500人の羅漢に変化をつける工夫も、たとえば一幅内の羅漢の髪を羅漢ごとに点々、点を少し伸ばす、より縦長の線、横線、白点をまぜ白髪をあらわすなどしている。また、30幅余に動物が描かれており、その種類も豊富である。さらに、前述の保水と門弟の合作ゆえの羅漢によっては頭身バランス、衣文線の描き癖などに違いがみられるが、それは一見して違和感を与えるほどではなく、全体に細部まで描法は統一されている。

図様について、前述の五百羅漢図諸例と比べて、いくつかの顕著な特徴が認められる。まずその簡略化である。背景描写は渡水を全面にあらわす幅を除くとおおむね岩や樹木程度で、全くの無背景のものも少なくない。したがって羅漢と背景が関わることもなく、さらに羅漢相互の仕草の呼応や集団での動作といったものはあまり意図されていない。また羅漢が通常

伴う侍者や対面する人物などが描かれず、本資料に羅漢以外に登場するのは子ども、韋駄天のみである。また、これは他の五百羅漢図にもみられるが、同じ図様、仕草を繰り返し使用する例がやや目につく。

そして、独自な典拠によって羅漢を描くことである。既述の近世の五百羅漢図諸作品はいずれも、大徳寺本、神奈川・円覚寺（元、室町時代）伝来本、明兆（1352～1431）筆（京都・東福寺）という図様を共有する先行作例を主に参照する。それに対して本資料は、伝統的な羅漢図に基づく図様も描くが、中国明代の版本『仙仏奇蹟』（洪応明、1602年）、『三才図会』（王折、1607～09年頃）などがある程度共通して掲載する仙人、仏祖の図様を用いる。照らし合わせると、およそ50名ほどがこれにあたる。他に、三酸図など羅漢とは無関係な画題の定型図様を流用している例があるが、それもこの種の版本中の図様による可能性が考えられる。また、岩樹の特徴ある表現は明代中国画を思わせるところがある。保水が『仙仏奇蹟』などの中国版本そのものに接した可能性もあるが、おそらくはその写本的な図像集を参考したと考えられる。

（5）評価

本資料は、第一に100幅対が完存する五百羅漢図の例として貴重である。一信作品に先行する本資料は、現時点で確認できる日本でもっとも早期に制作された100幅対の五百羅漢図である。加えて、制作事情がある程度判明する点、その図様が他の五百羅漢図と異なる典拠による点も特筆され、近世の五百羅漢図研究において重要な一例といえる。

第二に吉田保水の画業を代表する大作である。既述のように、保水には本資料以外に複数の仏画等の制作が確認できる。また俳諧の嗜みがあったことも知られ、18世紀の倉吉において画家として、文化人として活動していた。本資料はその活動を象徴するものといえる。

第三に18世紀県内の近世美術史の奥深さ、町人層における文化活動、信仰等を知る重要な資料である。保水の、倉吉の商家に生まれ大坂で絵画修行を積み、倉吉で作画、寄進を行い、そのなかで本資料のような大作を、他の五百羅漢図諸例とは異なる図様によって描き得た活動は、当時の町人の文雅の営み、都鄙の文化交流といった問題の検証において注目すべきものである。また、伯耆国全域にわたる118名もの募縁者が浄財を投じて百幅対を実現させたことは、近世の本地域の人々の宗教活動を知る上で甚だ大きな意味をもつ。

以上のように、本資料は、本県の歴史、美術においてきわめて重要な、鳥取県指定文化財に指定し保護するにふさわしい価値を有するものと判断できる。また、その管理については、200年余にわたって本資料を継承してきた定光寺において今後もなされることが望ましい。

なお、100幅が完存する本資料を文化財として指定することは、今後、それらがまとまって継承、保管される上で一定の役割をもつと期待できる。

【参考文献】

1 吉田保水、定光寺について

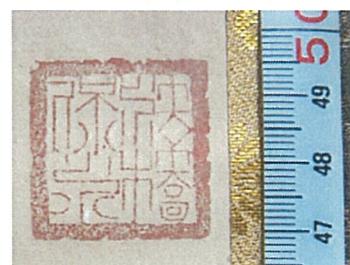
- ・曹洞宗文化調査委員会『曹洞宗文化財調査目録解題集4 中国・四国地区』曹洞宗宗務庁、1997年
- ・『倉吉町誌』倉吉町、1941年
- ・倉吉市誌編さん委員会『倉吉市誌』倉吉市役所、1956年
- ・新編倉吉市編集委員会『新編倉吉市史 第二巻 中・近世編』倉吉市、1995年

2 五百羅漢図について

- ・『(展覧会図録) 宋元仏画』神奈川県立歴史博物館、2007年
- ・『(展覧会図録) 聖地寧波』奈良国立博物館、2009年
- ・安村敏信、山下裕二編著『狩野一信 五百羅漢図』2011年
- ・『國華』1437 (五百羅漢図特集)、國華社、2015年

3 図様の典拠について

- ・北野良枝「『仙仏奇踪』の書誌学的研究」『駒沢大学文化』25、2007年



ふにおかいせきこふんじだいたてあなじゅうきよしゅつといぶついつかつ
不入岡遺跡古墳時代堅穴住居出土遺物一括 説明資料

- 1 名 称 不入岡遺跡古墳時代堅穴住居出土遺物一括
2 員 数 別添のとおり
3 所在の場所 倉吉市仲ノ町 3445-8 (倉吉博物館)
4 所有者 倉吉市
5 種別 保護文化財 考古資料の部
6 基準 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

7 説 明

(1) 遺跡の概要

不入岡遺跡（倉吉市不入岡）は、久米ヶ原丘陵から北東に延びる標高約20~24m、水田との比高差約5mのなだらかな尾根上に立地する。平成5（1993）年～平成7（1995）年にかけ、圃場整備事業計画に伴って発掘調査が行われ、古墳時代中期の堅穴住居や後期古墳、古代の官衙関連遺構が調査された。官衙関連遺構は、近隣する伯耆国庁跡の前身施設か、郡庁が国庁関連施設に転身したものと考えられており、平成12（2000）年に国史跡である伯耆国府跡に追加指定されている。その際、現地は現状保存され、今回指定する遺物が出土した遺構も保存されている。

古代官衙関連遺構の西側、尾根からやや南に下った斜面で、古墳時代中期の堅穴住居が1基検出された。これが、朝鮮半島との関わりが推測できる堅穴住居（SI03）である。本遺跡では古墳時代の堅穴住居はSI03しか確認されておらず、同丘陵上に隣接し、古墳群が検出された沢ベリ遺跡と併せて同じ時期の遺構は調査地内からは見つかっていない。

(2) 古墳時代中期堅穴住居（SI03）の概要

遺構は平面で長方形を呈し、床面で規模は長軸3.3m、短軸3.0m、面積は9.9m²を測る。主柱跡は中央に2本あり、南東隅にL字の形状を作り付けのカマド跡がある。住居内では炭化材が多く出土しているので、焼失した住居と考えられる。

カマド跡の本体は、地山の土塊を積み上げて作っている。焚口は住居中央を向き、広がりながら住居東壁に接続して折れ曲がり、住居南東隅まで煙道が続く。カマド跡内部には灰混り土、焼土が詰まっており、煮炊きする際に器を置く部分からは甌、長胴甕、小型甕及び小型丸底壺が出土している。

煙道が長く、住居壁面に沿って作り付けられるという独特の形状をもつカマドは、「L字形カマド（オンドル状遺構）」と呼ばれており、朝鮮半島からもたらされた炊事施設と考えられている。しかし、L字形カマドの事例は全国的に数が限られており、日本列島に住んでいた人々には受け入れられず、渡来人と渡来人に関わりのあった人々が使用していたと解釈されている。本遺構は、出土遺物から古墳時代中期（5世紀中頃）のものと考えられる。古墳時代の作り付けカマドは県内では他に事例がなく、最古かつ唯一のものである上、L字形カマドは、中国地方でも最古級の遺構であり、希少なものである。

(3) 出土遺物

<遺物の概要>

出土した遺物の個体数は、41点である。土器37点、鉄器2点、石器2点が出土した。土器の器種内訳は、筒形土器1点、甌1点、長胴甌1点、甌23点、小型丸底壺5点、直口壺1点、高杯4点、円筒形土製品1点である。このうち、筒形土器、甌、長胴甌は在地の土器様式にはないものであり、渡来系の要素が強い。鉄器の器種内訳は、鉄製刃先1点、刀子1点、石器は台石2点である。これらの遺物の時期は、古墳時代中期（5世紀中頃）と考えられる。遺物の出土した遺構は焼失した住居であり、その埋土から完形に近い土器がまとまって出土したことから、遺物は同時期に埋没した一括性の高い遺物群といえる。この遺物群は、一時期に使用された道具のセットを示す基準的な資料である。

<渡来系遺物の特徴>

出土遺物の中で渡来系要素を持つものは、筒形土器、甌、長胴甌である。筒形土器は、高さ12cm、口径9.2cm、底部から頸部まで直線的に立ち上がり、口縁部がわずかに外に向かって開く形状をしており、口縁端部は丸く内側に隆起し、底部は平底である。器面はナデと指頭圧痕によって調整している。甌は、高さ18.1cm、口径12.9cmであり、角状把手の付いた丸底の形態をしている。器面はナデとハケメが施され、底部の穿孔は円形で、復元では中央に1つ、その周りに5つ開いていたと考えられている。長胴甌は、高さ24.5cm、口径15.7cmであり、口縁部は外側に強く傾きながら開き、端部は丸い。頸部の下にやや張った肩部があり、胴部は長胴形を呈し、底部は丸い。器面はナデ、ハケメ、ヘラケズリで調整している。いずれの土器も形態は渡来系のものであるが、製作技法や細部の成形は在来の技法であるという特徴を持つ。

<渡来系遺物と渡来人について>

甌は、丸底で多孔であることから、伽耶地域の系統の土器（朝鮮半島南東部、洛東江流域）である。長胴甌の形状は、この時期の山陰ではみられないものであり、渡来系土器の影響を受けていると考えられるが、器面の調整技法は日本列島（地元）のものである。筒形土器は、平底深鉢形土器と呼ばれる土器に形状が似ている。平底深鉢形土器は、朝鮮半島では量的に多く出土するが、日本列島では受け入れられなかった形状の土器であり、それが出土することは、渡来人の存在の可能性の高さを示すといわれる（亀田1993）。本遺跡出土筒形土器の平底を呈する器形は、平底深鉢形土器の影響を受けていると考えられるが、口縁の形状や格子タタキを用いていない点など細部のつくりは異なる。このように、渡来系要素を持つ土器には、在地の器面調整技法が用いられており、口縁端部など細かな形態は日本の土師器の要素が強い。さらに、理科学的な胎土分析により、これらの渡来系土器は同住居出土の在地系土器とは異なる胎土を示すという結果が出ている。渡来系の形態でありながら在地系の技法を用いている点、さらに胎土はこの地のものではないということから、朝鮮半島から渡来してきた人物が直接この地に入ったのではなく、日本列島の他の地方を経由してここに移住した、あるいは、渡来人の直系の子孫がこの地に移住して

きたことが想定でき、山陰地方の古墳時代中期における渡来人のようすを窺い知ることができる歴史的に重要な遺物ということができる。

(4) 出土遺物の歴史的意義

本遺構の出土遺物は、遺構の状況から同時期に埋没したことは明らかであり、渡来系の土器と在地の土器が一括して出土している。県内の古墳時代土器編年の基準となる資料であり、土器群のまとまり自体が重要である。

本遺跡のL字形カマド遺構及び出土した渡来系遺物は、渡来人の存在を想定できる資料である。このカマド跡は、作り付けカマドとしては古墳時代において県内唯一のものである。L字形カマドとしては、全国的にみても事例が少なく希少なものであり、中国地方においては最古級の遺構である。本遺跡では、渡来系の遺構と併せて渡来系の遺物が出土しており、渡来人との関わりの高さを示している。

このように、本遺跡には渡来人が存在していた可能性が高い。しかし、本遺物の場合、渡来系遺物でも在来系の製作技法を用いている点、土器の胎土がこの地のものではない点から、渡来人かその次の世代が他の地域を経由して移住してきた可能性を想定できる。本遺物は、古墳時代中期の渡来人が日本列島社会でどう移動したのかを推測できる資料といえ、この時期の遺物としては全国的に見ても特徴的な性格をもっているといえる。古墳時代の渡来人は、日本列島の当時の文化や生活様式、葬送儀礼に多大な影響を与えており、古墳時代の社会を考える上では欠かすことのできない存在である。渡来系要素をもつ本遺跡の出土遺物は、古墳時代の地域社会を語る上で歴史的、学術的に重要な資料である。

【参考文献】

- 片岡啓介・森藤徳子 2016 「不入岡遺跡出土古墳時代渡来系遺物の再検討」『研究紀要』第7号、鳥取県埋蔵文化財センター。(2016年3月末刊行予定)
- 倉吉市教育委員会 1996 『不入岡遺跡群発掘調査報告書 不入岡遺跡・沢ベリ遺跡2次調査』倉吉市文化財調査報告書 第85集。
- 竹宮亜也子 1995 「鳥取県倉吉市不入岡遺跡検出の竈について」『古文化談叢』第35集、九州古文化研究会。
- 龜田修一 1993 「考古学から見た渡来人」『古文化談叢』第30集、九州古文化研究会。

別添

※名称及び員数

一 土器 37点

筒形土器	1点
甌	1点
長胴甌	1点
甌	23点
小型丸底壺	5点
直口壺	1点
高杯	4点
円筒形土製品	1点

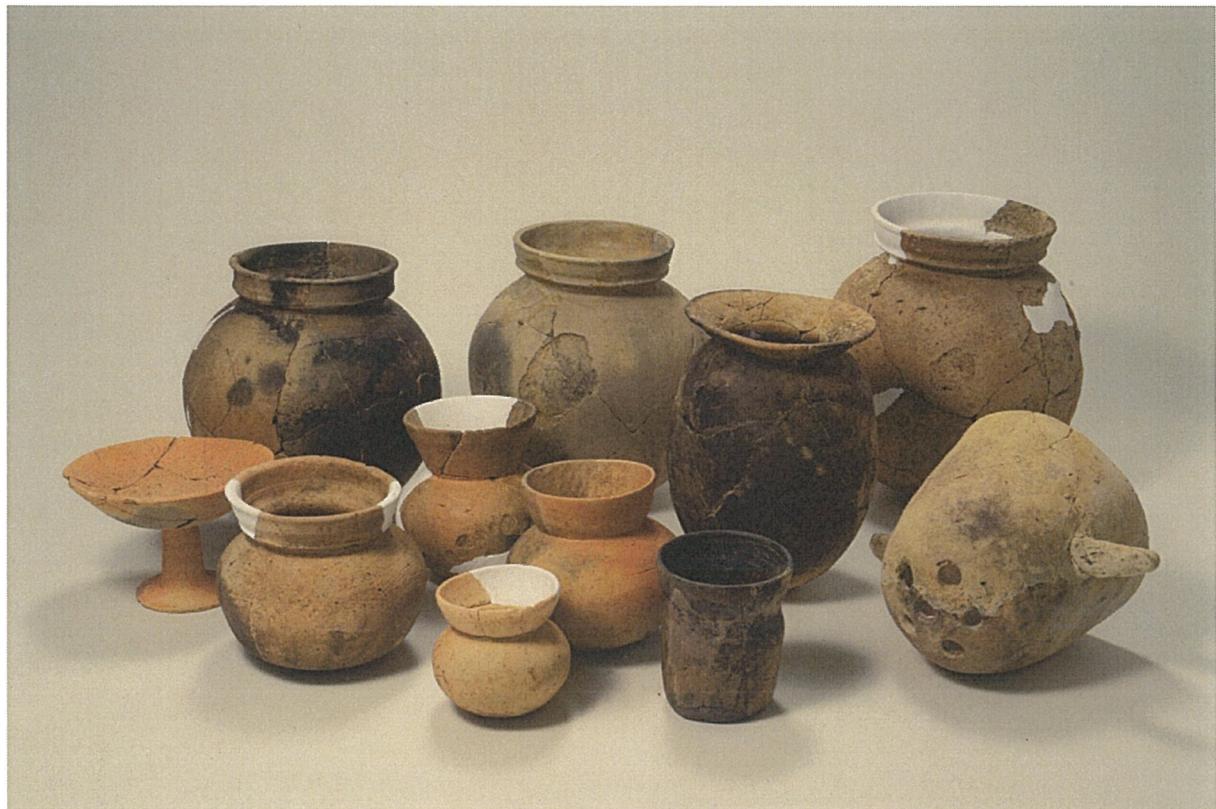
二 鉄器

鉄製刃先	1点
刀子	1点

三 石器

台石	2点
----	----

写真



出土完形土器集合



渡来系遺物

左から筒形土器、長胴甕、甑。筒形土器
は高さ 9.2 cm、長胴甕は高さ 24.5 cm。



出土鉄器

左が鉄製刃先、右が刀子。鉄製刃先は、幅
5.9 cm、長さ 6.2 cm。